

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

(目的)

第1条 この条例は、受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであることにかんがみ、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。）の煙を吸わされることをいう。
- (2) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。）をいう。
- (3) 公共的施設 公共的空間を有する施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる施設をいう。
 - ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの（以下「第1種施設」という。）
 - イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（以下「第2種施設」という。）
- (4) 施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。
- (5) 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。
- (6) 禁煙 公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域（以下「喫煙禁止区域」という。）とすることをいう。
- (7) 分煙 第2種施設における公共的空間を、規則で定めるところにより、喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）と喫煙禁止区域とに分割することをいう。
- (8) 喫煙所 専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。
- (9) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- (10) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。

(県民の責務)

第3条 県民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第4条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むとともに、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、受動喫煙の防止に関する施策について、県民、事業者及び市町村と連携し、及び協力して

実施するよう努めなければならない。

- 4 県は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙による県民の健康への悪影響が生じないように適切な措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第7条 県は、県民、事業者及び市町村と連携し、及び協力して、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

(禁止行為)

第8条 何人も、喫煙禁止区域（次条第1項又は第2項の規定による措置により設けられたものに限る。以下同じ。）内においては、喫煙をしてはならない。

(公共的施設における措置)

第9条 第1種施設の施設管理者は、その管理する第1種施設について、禁煙の措置を講じなければならない。

2 第2種施設の施設管理者は、その管理する第2種施設について、禁煙又は分煙の措置を講じなければならない。

3 第2種施設の施設管理者は、前項の規定により分煙の措置を講じた場合においては、喫煙禁止区域の面積の合計を、当該第2種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めるものとする。

(喫煙所)

第10条 施設管理者は、その管理する公共的施設に喫煙所を設けることができる。

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出の防止)

第11条 施設管理者は、第9条第2項の規定により分煙の措置を講じ、又は前条の規定により喫煙所を設けたときは、当該分煙の措置により設けられた喫煙区域又は当該喫煙所から喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止するために必要な措置として規則で定める措置を講じなければならない。その管理する公共的施設における公共的空間以外の区域が喫煙禁止区域に隣接する場合の当該公共的空間以外の区域についても、同様とする。

(喫煙器具又は設備の設置の禁止)

第12条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域に吸い殻入れ、灰皿その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。

(未成年者の立入りの制限)

第13条 施設管理者は、その管理する喫煙区域（第9条第2項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。）及び喫煙所（第10条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。）に、未成年者を立ち入らせてはならない。

2 保護者は、喫煙区域及び喫煙所に、その監督保護に係る未成年者を立ち入らせてはならない。

3 前2項の規定は、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、適用しない。

(喫煙の中止等の求め)

第14条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域において現に喫煙を行っている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該喫煙禁止区域から退出するよう求めなければならない。

(表示等)

第15条 施設管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該各号に定める表示をしなければならない。

(1) 第1種施設及び禁煙の措置を講じた第2種施設 当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設における公共的空間の全部が喫煙禁止区域である旨

(2) 分煙の措置を講じた第2種施設 当該第2種施設の入りに、当該第2種施設における公共的空間の一部が喫煙禁止区域である旨

(3) 喫煙区域 当該喫煙区域の入りに、喫煙区域である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨

(4) 喫煙所 当該喫煙所の入りに、喫煙所である旨及び未成年者の立入りを禁止する旨

(5) 第20条第1項第1号の規定による認定を受けた第2種施設 当該第2種施設の入りに、特定の者以外の者及び未成年者の立入りを禁止する旨

(6) 第20条第1項第2号の規定による認定を受けた第1種施設 当該第1種施設の入りに、た

- ばこ又は喫煙具の販売を目的とする喫煙が許されている旨及び未成年者の立入りを禁止する旨
- 2 前項の規定によるもののほか、施設管理者は、第9条第1項又は第2項の規定により講じた措置について、その管理する公共的施設の利用者に周知させるよう努めるものとする。

(立入調査等)

- 第16条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び勧告)

- 第17条** 知事は、施設管理者が第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第15条第1項（第9条第2項、第12条及び第13条第1項を除き、これらの規定を第22条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。

(公表)

- 第18条** 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定による勧告に従わない施設管理者が管理する公共的施設の名称、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該施設管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令)

- 第19条** 知事は、第17条の規定による勧告を受けた施設管理者が当該勧告に従わないときは、当該施設管理者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(知事が認定する公共的施設)

- 第20条** 次の各号のいずれかに該当する施設として知事が認めるものについては、第9条及び第11条の規定は、適用しない。
- (1) 専ら特定の者のみが利用することができる第2種施設であって、当該特定の者以外の者について受動喫煙が生ずるおそれがないもの
 - (2) 専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗であって、当該店舗内において客に喫煙をさせる方法により、これらの商品を販売するもの
- 2 前項の規定による認定を受けようとする公共的施設の施設管理者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。
 - 3 第13条の規定は、第1項の規定による認定を受けた公共的施設について準用する。この場合において、同条第1項中「喫煙区域（第9条第2項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。）及び喫煙所（第10条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。）」とあるのは「第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設」と、同条第2項中「喫煙区域及び喫煙所」とあるのは「第20条第1項の規定による認定を受けた公共的施設」と読み替えるものとする。

(特例第2種施設)

- 第21条** 第2種施設のうち次に掲げる施設（次項において「特例第2種施設」という。）の施設管理者は、第9条第2項及び第3項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条並びに第15条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する措置を講ずることを要しない。ただし、これらの措置を講じない場合は、これらの措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設
 - (2) 事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100平方メートル以下の飲食店
 - (3) 事業の用に供する床面積の合計が700平方メートル以下のホテル、旅館その他これらに類する施設
- 2 第15条第2項、第16条から前条まで及び第24条の規定は、特例第2種施設については、適用しな

い。

(特定施設の特例)

第22条 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の4第4号に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)にあっては、第8条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。

2 特定施設に係る第9条第1項、第11条及び第15条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「禁煙の」を「公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)の全部を喫煙することができない区域とする」と、第11条中「における公共的空間」を「における公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)」と、第15条第1項第1号中「公共的空間」を「公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)」とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第19条の規定による命令に違反した者

2 第8条の規定に違反して喫煙禁止区域において喫煙をした者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定(第2種施設に係る部分に限る。)は平成23年4月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第20条第1項の規定による認定を受けようとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条第2項の規定の例により、その認定の申請をすることができる。

3 知事は、前項の規定により認定の申請があった場合には、施行日前においても、第20条第1項の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、同項の規定の例により認定を受けたときは、施行日において同項の規定により認定を受けたものとみなす。

(検討)

4 知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年12月28日条例第100号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第32号抄)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日条例第28号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(2)	ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所
(3)	劇場、映画館又は演芸場
(4)	観覧場
(5)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(6)	展示場
(7)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
(8)	公衆浴場
(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
(10)	銀行その他の金融機関
(11)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(12)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）
(13)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(14)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
(15)	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
(16)	官公庁施設
(17)	前各項又は別表第2の各項に掲げる公共的施設が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。）

備考 この表に掲げる公共的施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。）を営む店舗を含まないものとする。

別表第2（第2条関係）

(1)	ア 飲食店 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、待合、料理店その他これらに類するもの
(2)	ホテル、旅館その他これらに類するもの
(3)	ア ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの イ ダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの
(4)	前各項又は別表第1の(1)の項から(15)の項までに該当しないサービス業を営む店舗

備考 この表に掲げる公共的施設には、店舗型性風俗特殊営業等を営む店舗を含まないものとする。